

文化財の修復支援等について

【担当省庁：文部科学省、文化庁】

1 文化財のさらなる保全

京都府内で基礎調査が済み、文化財的価値があると判断できたものが約1,600件あるが、登録までに時間を要し、十分な保護が受けられてこなかった。

地域で受け継がれてきた貴重な文化財等を、指定等を受けるまでの間の災害による破損や流出から保護するため、**貴重な未指定文化財を対象にした制度を創設**されたい。

<京都府の取組：全国初「暫定登録文化財」制度の創設>

京都府では、未指定文化財の早期保護のため**審議会に諮問せずに暫定的に登録し、緊急の保存修理等の必要がある場合に補助できる制度を創設**

2 文化財の耐震対策の推進

文化財建造物の耐震対策は**文化財所有者の負担が大きい**。

については、「防災・耐震対策重点強化事業」において、**耐震診断、耐震補強工事の補助率をかさ上げするとともに予算拡充を講じられたい**。

3 災害復旧工事の関連費用への財政措置

災害発生時においては、原状復旧のみならず、**被害拡大や二次災害防止のための応急措置工事が必要**となる。

については、文化財所有者の負担軽減のため、「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」において、**応急措置工事を補助対象とされたい**。

京都府
の担当課

教育委員会 文化財保護課 (075-414-5896)

■未指定文化財の現状

- ▶ 既存の補助制度は、国や府等の指定文化財に対するものが中心
- ▶ 文化的価値は高いが未指定の文化財の緊急保存修理等の補助制度は限定的
- ▶ 府の指定等文化財に指定等されるには詳細調査等の時間を要するため、**指定等がされるまでに被災等によりその価値が損なわれるおそれがある**。

■京都府暫定登録文化財制度

- ▶ 暫定登録文化財等緊急修理保護事業費（29年度府予算：100,000千円）
→「暫定登録文化財」の緊急修理や防災対策の助成
- ▶ 今年度は約1,000件の登録を予定（H29.8.21時点：新規434件登録済）
- ▶ 文化財保護の裾野を拡大するために、**国レベルで緊急の保存修理等が促進する制度を創設する必要**がある。

■文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ概要（抜粋）

- ▶ これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実が急務

■日本文化国内委員会（文化審議会文化財分科会「中間まとめ」についての意見書（抜粋））

- ▶ 未指定・未登録文化財については補助そのものがない問題があり、多くの文化財が解体の危機に瀕している。
- ▶ 国の登録文化財制度としても、京都府の暫定登録文化財制度を取り入れるとともに、基本計画でも明示する必要がある。

■概算要求

【文化庁】

▼防災・耐震対策重点強化事業 20億円（29年度当初予算12億円）

対象者	重要文化財の所有者又は管理すべきとして指定された地方公共団体等
補助内容	建造物の耐震診断及び耐震対策工事（抜粋）
補助率	50%（加算率 5～35%）

■現状

- ▶ 耐震対策事業（例）
平成29年度 平等院 耐震診断事業費7,000千円（うち自己負担額3,500千円）

■概算要求

【文化庁】

▼歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 22億円（29年度当初予算22億円）

対象者	史跡等の所有者又は史跡等を管理すべきとして指定された地方公共団体等
補助内容	史跡等総合活用整備事業 災害復旧（抜粋） ※本格的な災害復旧工事前に実施する応急措置工事は補助対象外
補助率	70%（補助事業者が個人の場合は85%）

■現状

- ▶ 京都府では、H24年8月、H25年9月、H26年8月と3年連続の雨・台風災害及びH29年9月の台風災害において史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内、史跡成相寺旧境内などで大きな被害が生じた
- ▶ **被害拡大や二次災害防止には発生直後に土砂搬出等の応急措置が必要**になる場合がある
- ▶ 従って、文化財所有者が災害発生直後に行った応急措置工事についても国庫補助対象とするなど、文化財所有者の負担の軽減を図り、緊急時に活用しやすい制度が必要

4 文化財保護法の改正

文化財については、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要である。

そのため、文化審議会文化財分科会企画調査会で、地域における文化財の総合的な保存・活用に取り組む基本計画について、市町村が策定し、国がそれを認定する方向で調整されているが、体制が整っていないため策定が困難な市町村への配慮がされていない。

については、文化財の総合的な保存・活用に係る基本計画については、例えば総合的な計画は都道府県が策定し、地域の具体的な計画は市町村が策定し、場合によっては都道府県が複数の市町村と共同して広域的な地域計画を策定できるようにするなど、都道府県や市町村の実態に沿った制度とされたい。

■文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ概要（抜粋）

- ▶ 都道府県は、基本計画を策定する市町村への指導助言や広域での連携等に積極的な役割を果たすことが期待され、都道府県と市町村の役割分担等は今後引き続き検討